

中井町生活交通確保維持改善計画（案）

平成 27 年 6 月 19 日
中井町地域公共交通会議
会 長 岡村 敏之

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

中井町には鉄道駅がなく、最寄り駅はJR東海道線二宮駅または小田急線秦野駅となり、最寄り駅までは路線バスが運行されているが中村上地区や中村南地区、井ノ口遠藤原地区など広範囲にわたり公共交通空白地域が点在している。

中井町の人口は、平成7年以降微減傾向で、「中井町都市マスタープラン（平成21年3月）」の中で定住環境を高める公共交通の充実により人口増加（平成40年：12,000人）を目指している。高齢化率は平成27年4月1日現在、29.7%と増加傾向で本格的な高齢社会の到来により、マイカーでの移動が困難になる人や運転免許証を返納する人の増加が見込まれている。また、町全体が丘陵地のため坂道が多く、徒歩や自転車での移動に適しておらず、高齢者や児童・生徒など自動車を運転できない人の移動に支障を来している。

町唯一の公共交通手段として民間路線バスが担っているが、一部の路線では赤字路線となっており、町が運行費補助をおこなっている。高齢者等の移動支援や外出先へのアクセス改善など日常生活に必要な最低限の交通手段の確保及び住民の移動ニーズに合った交通手段を提供するため、近隣市町との連携強化といった課題解決が求められている。

公共交通の充実には、将来に向けた中井町全体の公共交通計画が必要であり、通勤・通学者や高齢者などの利用者や交通空白・不便地区など、地域のきめ細やかなニーズを把握し、既存の公共交通機関と連携して利便性の高い公共交通体系を構築することが必要である。

このため、誰もが移動しやすい持続可能な交通体系をつくるため、平成19年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、将来に向けた公共交通計画「中井町地域公共交通総合連携計画」を策定した。

本町では、公共交通空白地域の解消だけでなく、町全体の魅力を高め、定住・交流を促進するまちづくりのツールとして平成25年1月10日から中井町オンデマンドバスの実証運行を開始しており、平成23年3月に施行された「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく国の支援を受けつつ、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取り組みを継続していくことが求められている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

中井町オンデマンドバス（愛称：中井ふれあいバス）を持続可能なものとし、町全体の公共交通の充実を目指すため、平成30年度までの目標を次のように定めた。

○公共交通に関する満足度向上……現状：18.8% → H30 年度：26%

各年度目標	H28	H29
	24%	25%

○オンデマンドバスの利用者数及び登録者数の増加

・1日当り利用者数…現状（H27.5末現在）：41.4 人/日 → H30 年度：42 人/日

各年度目標	H28	H29
	35 人/日	40 人/日

・登録者数……現状（H27.5末現在）：2,547 人 → H30 年度：3,100 人

各年度目標	H28	H29
	2,800 人	3,000 人

○日常の交通行動の不便さの解消……現状：52.0% → H30 年度：39%

各年度目標	H28	H29
	42%	40%

中井町オンデマンドバス導入により公共交通空白地域が解消され、地域住民の利便性向上のための移動手段の確保が図られるとともに、利用状況に関する詳細なデータの収集・分析等を行って運行計画の見直し（運行エリアや乗降ポイント等）を重ね、地域の特性に合った持続可能な地域公共交通システムが構築される。

【効果】

- 町内をはじめとした生活圏域の公共交通の充実
- 公共交通が充実することによるマイカー利用の抑制
- 高齢者が自由に外出できるようになることで移動・交流が活発化
- 定住・交流、地域連携の促進

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添の表2のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

株式会社湘南神奈交バス

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

7. 別表1又は3の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表1又は3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表5のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を取得しないので記載せず。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を取得しないので記載せず。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を取得しないので記載せず。

(別添の表6及び表7又は表6-1及び表7-1のとおり)

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両を取得しないので記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成24年4月27日 第1回中井町地域公共交通会議
中井町の現状と課題、今後の進め方
- ・平成24年6月29日 第2回中井町地域公共交通会議
持続可能な生活交通のあり方、新たな公共交通システム運行計画（素案）
- ・平成24年9月18日 第3回中井町地域公共交通会議
新たな公共交通システム運行計画（承認）
- ・平成24年12月20日 第4回中井町地域公共交通会議
中井町地域公共交通総合連携計画（素案）
- ・平成25年3月29日 第5回中井町地域公共交通会議
中井町地域公共交通総合連携計画及び生活交通ネットワーク計画（承認）
- ・平成25年5月9日 第6回中井町地域公共交通会議（書面協議）
地域公共交通確保維持改善事業（調査事業）に係る事業評価
- ・平成25年6月14日 第7回中井町地域公共交通会議（書面協議）
H25, H26 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請
- ・平成25年9月25日 第8回中井町地域公共交通会議
中井町オンデマンドバスの運行見直し（承認）
- ・平成26年3月25日 第9回中井町地域公共交通会議
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
H27 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請（承認）
- ・平成26年6月16日 第10回中井町地域公共交通会議（書面協議）
H27 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請（一部修正）（承認）
- ・平成26年9月25日 第11回中井町地域公共交通会議
交通会議収支決算・予算、バス路線の廃止について、オンデマンドバスの見直しについて
- ・平成27年1月20日 第12回中井町地域公共交通会議
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
中井町オンデマンドバスの運行見直し（承認）
- ・平成27年6月19日 第13回中井町地域公共交通会議（書面協議）
H28 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請

15. 利用者等の意見の反映状況

中井町地域公共交通会議の構成員に、住民又は利用者の代表として「中井町自治会連合会長」「境地区バス利用対策委員長」「公募町民（2名）」と、特に必要と認める者として「中井町老人クラブ連合会」「中井町社会福祉協議会」「中井町商工振興会」「中井町PTA連絡会」「中井の環境を良くする会（旧グリーンテクなかい企業連絡会）」の代表者から意見を反映して本計画を作成した。

平成25年1月～8月までの利用状況を分析し、土休日分の運行を平日の実稼働時間及び運行開始時間にまわしたり、予約受付時間の拡大を図る等運行計画の見直しを行った。

町内イベント「美・緑なかいフェスティバル」内で公共交通PRイベントを開催し、中井オンデマンドバスの周知を行うと共に、イベントによる周知効果の検証や、運行改善点及び満足度の把握等を行うためアンケート調査を行い、評価・検証を行った。

平成27年3月に、路線バスの廃止・減便に伴い、代替手段を確保するために乗降ポイントを増やすと共に、利用状況を踏まえて運行時間及び予約受付期間の見直しを行った。

16. 協議会メンバーの構成

町民又は公共交通利用者の代表	中井町自治会連合会、境地区バス利用対策委員会、公募町民2名
学識経験者	東洋大学国際地域学部教授
関東運輸局神奈川運輸支局	神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
県の関係行政機関	交通企画課、県西土木事務所、松田警察署
交通事業者	(一社)神奈川県バス協会、神奈川中央交通(株)、(一社)神奈川県タクシー協会相模支部
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
副町長及び町長の指名する職員	副町長、地域支援課、福祉課、まち整備課、教育課
前各号に掲げる者のほか町長が特に必要と認める者	中井町老人クラブ連合会、中井町社会福祉協議会、中井町商工振興会、中井町PTA連絡会、中井の環境を良くする会
オブザーバー	秦野市都市部公共交通推進課 二宮町政策部企画政策課

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず。